



第6回

FLEC フォーラム

～家庭養護の推進と子ども子育て支援施策の包括化に向けて～

報告書

全国家庭養護推進ネットワーク

令和6年（2024）3月



一般社団法人

共生社会推進プラットフォーム

Inclusive Society Empowerment Platform

はじめに

すべての子どもたちに家庭での生活を（Family Life for Every Child: FLEC）という思いをこめて、社会的養護とその関連分野にさまざまな立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について意見を交わすことを目的に、毎年開催してきたFLECフォーラムも、今回で第6回になります。

今回のフォーラムでは、2つのプレセッション、特別講演・鼎談、3つのシンポジウム、4つの分科会が行われ、それぞれ示唆に富んだ発表について活発な討議および意見交換がなされました。

プレセッションでは、「乳幼児緊急里親－実際の運用と課題－」と「特別養子縁組と養育里親の育児休業－課題と展望－」を取り上げました。

特別講演・鼎談では、「こども家庭庁の発足と社会的養育の展望」と題して、広い視野からの講演・鼎談を行いました。

また、こども家庭庁発足と令和6年4月の改正児童福祉法施行を見据え、「あらためて、これからの家庭養護を考える」をメインシンポジウムのテーマとしつつ、今回の児童福祉法改正や子ども家庭庁の発足を、どのようにして社会的養護を含めた子ども子育て施策全体の拡充に繋げていけばよいのか、行政や民間機関は、アドボカシーや人材育成をはじめとした様々な課題にどのように取り組んでいけばよいのか等を議論の中心においたプログラムとしました。

メインシンポジウムに続く分科会においては、「子どもアドボカシーを当事者の視点で考える」、「里親支援センターの施行と今後の展望」に加えて、「子ども支援、親支援、親子関係支援を包括する親子包括支援に向けて」や「これからの里親制度について本音で語り合おう！」といったこれまで深く議論されてこなかった課題についても先駆的に取り上げ、率直な議論を行いました。

さらに、第2シンポジウムでは、新たに創設されるこども家庭センターのあり方を問い、クロージングシンポジウムでは、教育施策と社会的養護の連携と協働について、文部科学省や教育現場の方々を交え、実際の現場における連携がどれくらいできているのか、どのような課題・論点があるのか等について、掘り下げた議論を行いました。

また、今回、メインのプログラムに加えて、参加者の幅広いニーズに応えるため、新しい企画として、フォスタリング機関と特別養子縁組の理解を進める2つの基礎セッションを開催するとともに、FLEC映画祭として、家庭養護に関わる3つの映画の上映とトークセッションを実施しました。

このように開催した今回のフォーラムには、500名以上の方に参加いただくとともに、200名以上の方に会場にお越しいただき、レセプションにも多くの方に参加いただきました。「家庭養護とその関連分野にさまざまな立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化を図る」ことを目的とする FLEC フォーラムらしさを感じることができたフォーラムになったと思います。

関わってくださったすべての皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年度は、各自治体や現場では、改正児童福祉法に基づき、新たな制度が施行され、様々な事業が開始されております。また、自治体においては新たな社会的養育推進計画の策定をすすめる重要な時期となっております。

私たちはこうした現場の状況や制度改正の動向を踏まえ、その対応や課題などを念頭に置いて活動しつつ、さらなる皆様とのネットワークを構築しながら、皆様とともに、全ての子どもに家庭での生活を、という目標を達成するための歩みを続け、その役割を果たしてまいりたいと考えています。

このネットワークとフォーラムが、わが国のすべての子どもたちの未来を切り拓く一助となることを切に願っております。

令和6年3月31日

全国家庭養護推進ネットワーク

目次

■ 開催趣旨	2
■ 共同代表・設立発起人・幹事・事務局	3
■ 開催概要	6
■ プログラム	7
■ 3月8日	11
■ 3月9日	31
■ 3月10日	179
■ レセプション	266
■ アンケート結果	267

開催趣旨

FLEC フォーラムとは

すべての子どもたちに家庭での生活を（Family Life for Every Child: FLEC）という思いをこめて、家庭養護とその関連分野にさまざまな立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について意見を交わすことを目的に、FLEC フォーラムを開催します。

今回（第6回）の主なトピック

<プレセッション>

乳幼児緊急里親－実際の運用と課題－

特別養子縁組と養育里親の育児休暇－課題と展望－

<特別講演・鼎談>

こども家庭庁の発足と社会的養育の展望

<メインシンポジウム>

あらためて、これからの家庭養護を考える

～改正児童福祉法施行とこども家庭庁発足を踏まえて～

<基礎セッション>

初めてのフォスタリング

知ってみよう！特別養子縁組

<分科会>

子どもアドボカシーを当事者の視点で考える

これからどうなるフォスタリング？－里親支援センターの施行と今後の展望－

子ども支援、親支援、親子関係支援を包括する親子包括支援に向けて

これからの里親制度について本音で語り合おう！

<第2シンポジウム>

誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター ～保健師の役割や民間支援機関との連携を中心に～

<クロージングシンポジウム>

教育施策と社会的養護の連携と協働－今、どうなってる？ どう進める？



全国家庭養護推進ネットワークとは

家庭養護とその関連分野の関係者相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について、志ある方々が、それぞれの主体間の垣根や主義主張の相違を超え、横断的に交流、討議するプラットフォームとして設立いたします。

共同代表・幹事・設立発起人・事務局

共同代表

潮谷 義子（社会福祉法人恩賜財団済生会 会長、社会福祉法人慈愛園 相談役、前熊本県知事）

柏女 霊峰（淑徳大学総合福祉学部 特任教授）

相澤 仁（大分大学福祉健康科学部 教授）

幹事

相澤 仁（大分大学福祉健康科学部 教授）

新井 淳子（一般社団法人こどもみらい横浜 代表理事、横浜市フォスタリング機関さくらみらい 担当理事）

柏女 霊峰（淑徳大学総合福祉学部 特任教授）

上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学学術院 教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長）

北川 聡子（社会福祉法人妻の子会 理事長、日本ファミリーホーム協議会 会長）

佐藤まゆみ（淑徳大学短期大学部 こども学科 教授、早稲田大学社会的養育研究所客員上級研究員）

潮谷 義子（社会福祉法人恩賜財団済生会 会長、社会福祉法人慈愛園 相談役、前熊本県知事）

長田 淳子（二葉乳児院 副施設長・フォスタリングチーム統括責任者）

都留 和光（二葉乳児院 施設長）

橋本 達昌（全国児童家庭支援センター協議会 会長、一陽 統括所長）

藤井 康弘（東京養育家庭の会参与、元厚生労働省障害保健福祉部長） ※代表幹事

宮田 俊男（医療法人社団 DEN 理事長、早稲田大学理工学術院先進理工学研究科教授）

ロング朋子（一般社団法人 ベアホープ 代表理事）

共同代表・幹事・設立発起人・事務局

設立発起人 ※設立発起人の肩書は設立当時（2019年2月当時）

- 相澤 仁（大分大学福祉健康科学部 教授）
猪飼 周平（一橋大学大学院社会学研究科 教授）
市川 亨（共同通信編集局生活報道部 次長）
大谷 泰夫（日本保育協会理事長、元厚生労働審議官）
奥山真紀子（国立成育医療研究センターこころの診療部 統括部長）
大日向雅美（恵泉女学園大学 学長）
影山 秀人（影山法律事務所 弁護士）
柏女 霊峰（淑徳大学総合福祉学部 教授）
上鹿渡和宏（長野大学社会福祉学部 教授）
唐澤 剛（元厚生労働省家庭福祉課長、元内閣官房地方創生総括官）
木下 勝之（日本産婦人科医会 会長）
榊原 智子（読売新聞東京本社 調査研究本部 主任研究員）
笹川 陽平（公益財団法人 日本財団 会長）
潮谷 義子（社会福祉法人 慈愛園 理事長、前熊本県知事）
澁谷 昌史（関東学院大学社会学部 教授）
土井 香苗（ヒューマン・ライツ・ウォッチ 日本代表）
永松 悟（大分県杵築市長）
西澤 哲（山梨県立大学人間福祉学部 教授）
西島 善久（公益社団法人 日本社会福祉士会 会長）
西田 陽光（一般社団法人 次世代社会研究機構 代表理事）
野澤 和弘（毎日新聞 論説委員）
林 浩康（日本女子大学人間社会学部 教授）
板東久美子（日本司法支援センター 理事長）
福井トシ子（公益社団法人 日本看護協会 会長）
藤井 康弘（元厚生労働省障害保健福祉部長）
宮島 清（日本社会事業大学専門職大学院 教授）
宮田 俊男（大阪大学産学共創本部特任 教授、医療法人社団 DEN 理事長）
村木 厚子（元厚生労働事務次官）
村瀬嘉代子（一般財団法人 日本心理研修センター 理事長）
山縣 文治（関西大学人間健康学部 教授）

共同代表・幹事・設立発起人・事務局

山本 詩子（公益社団法人 日本助産師会 会長）

横倉 義武（公益社団法人 日本医師会 会長）

横堀 昌子（青山学院女子短期大学子ども学科 教授）

米山 明（心身障害児総合医療療育センター外来療育部長）

事務局

一般社団法人共生社会推進プラットフォーム

理事長 藤井 康弘

事務局一同

開催概要

○プレセッション：

2024年3月8日（金） 15:30～20:00

WEB（Zoom ウェビナー） & 事後動画

○フォーラム：

2024年3月9日（土） 9:30～18:00

2024年3月10日（日） 9:30～16:05

早稲田大学国際会議場 & WEB（Zoom ウェビナー） & 事後動画

○レセプション：

2024年3月9日（土） 18:30～20:30

リーガロイヤルホテル東京

○主 催：全国家庭養護推進ネットワーク

○共 催：早稲田大学総合研究機構

○助 成：公益財団法人SBI子ども希望財団

○対 象：家庭養護の推進に興味・関心のある方はどなたでも

○参加人数：

602名 ※登壇者、招待、報道関係、幹事、事務局含む。

515名 ※登壇者、招待、報道関係、幹事、事務局を除く。

内、一般参加425名（昨年は330名）

内、学割参加12名

内、プレセッションのみ（無料参加）78名

○当日のZoomウェビナー参加者：

プレセッション（3月8日）：363名

1日目（3月9日）：323名

2日目（3月10日）：262名

○現地会場への来場者：

200名（一般参加者188名（事前申込183名、当日5名）、学割参加12名）

※登壇者、招待、報道関係、幹事、事務局を除く。

○レセプション参加者：

119名

○各セッションの現地での参加人数 ※会場内を目視によるカウント

分科会1：32名（オンライン106名）、分科会2：44名、分科会3：58名、

分科会4：43名、基礎1：27名、基礎2：35名、映画祭：40名

プログラム

プログラム

3月8日（金）プレセッション WEB開催 一般公開（無料）

第6回FLECフォーラムについて（共同代表挨拶・FLECフォーラムのご案内） 15:30～15:45 OD

柏女 霊峰（共同代表／淑徳大学総合福祉学部 特任教授）

「乳幼児緊急里親－実際の運用と課題－」 15:45～17:45 OD

パネリスト： 高橋恵里子（公益財団法人日本財団 公益事業部 部長）
 河野 洋子（大分県中央児童相談所 所長）
 柴田 智美（NPO法人chieds チーフソーシャルワーカー）
 榎村 麻子（公益財団法人日本財団 公益事業部 子ども支援チーム準チームリーダー）
 中村 豪志（早稲田大学社会的養育研究所 研究助手）

コーディネーター：上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学学術院 教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長）

「特別養子縁組と養育里親の育児休暇－課題と展望－」 18:00～20:00 OD

パネリスト： 林 歆（厚生労働省 大臣官房企画官（雇用環境・均等局併任））
 長田 淳子（二葉乳児院 副施設長、フォスタリングチーム統括責任者）
 岩崎美枝子（公益社団法人家庭養護促進協会理事）

助言者： 國澤 有記（こども家庭庁支援局家庭福祉課児童福祉専門官）

藤井 康弘（代表幹事／元厚生労働省障害保健福祉部長）

コーディネーター：ロング朋子（一般社団法人ヘアホープ 代表理事）

3月9日（土）フォーラム1日目 ハイブリッド開催（一部プログラムは、現地のみ）

オープニング 9:30～9:40 ハイブリッド（WEB & 井深ホール） OD

代表挨拶： 潮谷 義子（共同代表／社会福祉法人恩賜財団済生会 会長、社会福祉法人慈愛園 相談役、前熊本県知事）

来賓挨拶： 吉住 啓作（こども家庭庁支援局長）

特別講演&鼎談「こども家庭庁の発足と社会的養育の展望」

9:40～10:40 ハイブリッド（WEB & 井深ホール） OD

特別講演「こども家庭庁の発足と社会的養育の展望」（仮題）

渡辺由美子（こども家庭庁長官）

鼎談： 渡辺由美子（こども家庭庁長官）

村木 厚子（全国社会福祉協議会 会長）

潮谷 義子（共同代表／社会福祉法人恩賜財団済生会 会長、社会福祉法人慈愛園 相談役、前熊本県知事）

司会： 藤井 康弘（代表幹事／元厚生労働省障害保健福祉部長）

メインシンポジウム「あらためて、これからの家庭養護を考える～改正児童福祉法施行とこども家庭庁発足を踏まえて～」 10:50～15:15 ハイブリッド（WEB & 井深ホール） OD

（第1部）基調講演（課題提起）「次期社会的養育推進計画策定要領等について」 10:50～11:30
 上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学学術院 教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長）

（第2部）シンポジスト発表 11:30～12:45

シンポジスト： 福井 充（福岡市こども家庭課 係長、早稲田大学社会的養育研究所 招聘研究員）

北川 聡子（社会福祉法人妻の子会 理事長、日本ファミリーホーム協議会 会長）

黒田 邦夫（社会福祉法人愛恵会乳児院 施設長）

長縄 良樹（社会福祉法人日本児童育成会 統括施設長）

牧戸 貞（桑名市子ども総合センター センター長）

助言者： 小松 秀夫（こども家庭庁支援局 家庭福祉課長）

藤井 康弘（代表幹事／元厚生労働省障害保健福祉部長）

コーディネーター：柏女 霊峰（共同代表／淑徳大学総合福祉学部 特任教授）

（第3部）ディスカッション 13:45～15:15

基礎セッション 11:45～14:45 会議室2（早稲田大学国際会議場3階） OD

基礎セッション①「初めてのフォスタリング」 11:45～12:45

長田 淳子（二葉乳児院 副施設長、フォスタリングチーム統括責任者）

基礎セッション②「知ってみよう！特別養子縁組」 13:45～14:45

酒井淑代（一般社団法人ヘアホープ）

平船夏帆（一般社団法人ヘアホープ）

プログラム

プログラム

分科会 15:30~18:00

OD

分科会1「子どもアドボカシーを当事者の視点で考える」

ハイブリッド (WEB & 井深ホール)

パネリスト：荒川美沙貴 (社会的養護経験者向け情報サイト

"Iris"編集長)

田邊 紀華 (全国子どもアドボカシー協議会理事

一般社団法人Masterpiece)

永田 勝利 (作新学院大学 学生)

渡辺 睦美 (全国子どもアドボカシー協議会理事、

こどもアドボカシー学会理事)

助言者：中村みどり (Children's Views & Voices 副代表)

川瀬 信一 (一般社団法人子どもの声からはじめよう

代表理事、こども家庭庁参与)

コーディネーター：相澤 仁 (大分大学福祉健康科学部 教授)

分科会2「これからどうなるフォスタリング? - 里親支援センターの施行と今後の展望 -」

会議室1 (早稲田大学国際会議場3階)

パネリスト：後藤 博規 (こども家庭庁支援局家庭福祉課長補佐)

山川 浩徳 (慈愛園乳児ホーム養育家庭支援センター

一きらきら 統括責任者)

佐野多恵子 (特定非営利活動法人

静岡市里親家庭支援センター 次長

フォスタリング統括責任者)

宮内 珠希 (二葉乳児院 二葉・

子どもと里親サポートステーション主任)

コーディネーター：都留 和光 (二葉乳児院 施設長)

分科会3「子ども支援、親支援、親子関係支援を包括する親子包括支援に向けて」

会議室2 (早稲田大学国際会議場3階)

パネリスト：齋藤 弘美 (社会福祉法人 大洋社 常務理事、

全国母子生活支援施設協議会 副会長)

松田 妙子 (NPO法人せたがや子育てネット 代表理事、

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事)

星 美帆 (特定非営利活動法人 青少年の自立を支える会

子どもの居場所「月の家」責任者)

薬師寺順子 (大阪府中央子ども家庭センター 所長)

安部 計彦 (西南学院大学 教授)

那須 里絵 (早稲田大学社会的養育研究所 次席研究員)

助言者：胡内 敦司 (こども家庭庁 支援局家庭福祉課 企画調整官

兼課長補佐)

コーディネーター：上鹿渡和宏 (早稲田大学人間科学学術院教授、

早稲田大学社会的養育研究所 所長)

分科会4「これからの里親制度について本音で語り合おう！」

会議室3 (早稲田大学国際会議場3階)

課題提起：藤井 康弘 (代表幹事/元厚生労働省障害保健福祉部長)

パネリスト：新井 淳子 (一般社団法人こどもみらい横浜 代表理事、

横浜市フォスタリング機関さくらみらい 担当理事)

北川 聡子 (社会福祉法人妻の子会 理事長、

日本ファミリーホーム協議会 会長)

ロング朋子 (一般社団法人ベアホープ 代表理事)

長田 淳子 (二葉乳児院施設長、

フォスタリングチーム統括責任者)

白田有香里 (一般社団法人COCO PORTA 代表理事、

千葉県ひまわり会 (里親会) 会長、

東京都児童相談センター児童福祉司)

助言者：末武 稔也 (こども家庭庁 支援局 家庭福祉課

社会的養護専門官)

コーディネーター：横堀 昌子 (青山学院大学

コミュニティ人間科学部 教授)

3月10日 (日) フォーラム2日目 ハイブリッド開催

分科会 報告 9:30~9:50 ハイブリッド (WEB & 井深ホール)

OD

第2シンポジウム「誰が担う? どこへ向かう? こども家庭センター~保健師の役割や民間支援機関との連携を中心に~」

10:00~11:45 ハイブリッド (WEB & 井深ホール)

OD

シンポジスト：佐藤まゆみ (淑徳大学短期大学部こども学科 教授)

中板 育美 (武蔵野大学看護学部 学部長 教授)

畑村 泰至 (なかべこども家庭支援センター「紙風船」センター長)

助言者：河村のり子 (こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課長)

コーディネーター：橋本 達昌 (全国児童家庭支援センター協議会 会長/一陽 統括所長)

クロージングシンポジウム「教育施策と社会的養護の連携と協働-今、どうなってる? どう進める?」

12:45~16:00 ハイブリッド (WEB & 井深ホール)

OD

(第1部) 基調講演 (課題提起) 12:45~13:05

伊藤 史恵 (文部科学省初等中等教育局児童生徒課長)

(第2部) シンポジスト発表 13:05~14:20

シンポジスト：竹中 雪与 (東京都立川児童相談所 所長)

早川 悟司 (社会福祉法人子供の家、児童養護施設子供の家 施設長)

串間 範一 (全国自立援助ホーム協議会 会長(自立援助ホーム ウイング・オブ・ハート))

野田 正人 (立命館大学大学院人間科学研究科 特任教授)

藤本 恵美 (戸田市教育委員会・指導主事)

濱渦 孝治 (東京都立しいの木特別支援学校 校長)

助言者：伊藤 史恵 (文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課長)

鈴木 茂 (こども家庭庁 支援局 家庭福祉課長補佐)

コーディネーター：板東久美子 (日本赤十字社 常任理事、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 理事)

(第3部) ディスカッション 14:30~16:00

閉会の挨拶 16:00~16:05 ハイブリッド (WEB & 井深ホール)

OD

相澤 仁 (共同代表/大分大学福祉健康科学部 教授)

OD :後日録画を配信予定

プログラム

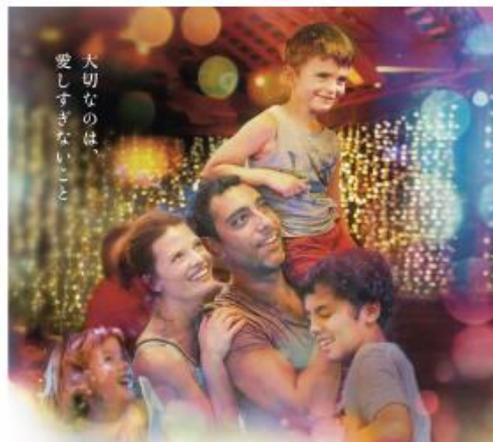
FLEC映画祭 3月10日(日) 9:30~14:20

里親と“息子”の幸せな日々、突然訪れた“家族”のタイムリミット
彼らが選んだ未来とは。

フランスをあたかな涙で包んだ実話に基づく感動の物語。生後18ヶ月のシモンを受け入れた里親のアンナと夫のドリス。2人の息子とは兄弟のように育ち、幸せな4年半が過ぎようとしていた。ところが、実父のエディからシモンを手元で育てたいと申し出が…。突然訪れた“家族”でいられるタイムリミットに、彼らが選んだ未来とは…。長編デビュー作『ディアアヌならできる』(17)で第9回マイ・フレンチ・フィルム・フェスティバル映画監督審査員賞を受賞したファビアン・ゴルジュアル監督。2作目となる本作は、監督が子どもの頃、両親が里子を迎え、4年半一緒に暮らした体験を基に生まれた。人生を変えたこの経験をずっと映画にしたいと思い続け、念願の企画が実現。深い愛と絆を描く新たな珠玉作が誕生した。

監督・脚本：ファビアン・ゴルジュアル 出演：メラニー・ティエリー、リエ・サレム、フェリックス・モアティ、カプリエル・パヴィ 2021年/フランス/仏語/102分/1.85ピスタ/5.1ch/原題：La vraie famille/英題：The Family/日本語字幕：横井和子 配給：ロングライド © 2021 Deuxième Ligne Films - Petit Film All rights reserved.

『1640日の家族』



大切なのは、
愛しすぎないこと

『まだ見ぬあなたに』



子どもの幸せを決めるのは誰だろう

同級生とのつかの間の交際で妊娠してしまった17歳の遥。幼い頃に母を亡くし、父は仕事に忙殺されている。誰にも話せないまま中絶できる妊娠週数を過ぎていた。そのことに気づいた図書館司書の潤子は…。二人の心の旅が始まる。

日本/2019年/30分/監督・脚本・編集：小澤雅人/エグゼクティブ・プロデューサー：佐藤剛/主演：池田朱那、澁谷麻美/制作：Foster Care Promotion Project/助成：公益財団法人日本財団/2021年ダマール国際映画祭 観客賞受賞
© Foster Care Promotion Project

新卒で児童相談所に入職して2年目のカスミは、疑問を感じながら赤ちゃんを母親の元から引き離して一時保護したり、親たちに理不尽に怒鳴られながらも職務を果すべく踏ん張っていた。そんなカスミを中心とした児童相談所の職員が、生きづらさ抱える子供たちや家族を支え、彼らにとっての幸せの形を見つけるため、悩みながら奮闘する日々を追う。

日本/2022年/44分/監督・脚本・編集：小澤雅人/エグゼクティブ・プロデューサー：佐藤剛/出演：小野花梨、月船さらら、水石亜飛夢/制作・配給：マグネタイズ/公式サイト：hodokesouna-iki.jp/第9回日本セルビア映画祭出品、第28回あいち女性国際映画祭正式招待作品 ©2022「ほどけそうな、息」製作委員会

『ほどけそうな、息』



『トークセッション』

佐藤 剛 (西日本子ども研修センターあかし、Foster Care Promotion Project)
ロング朋子 (一般社団法人ペアホープ 代表理事)
藤井 康弘 (代表幹事/元厚生労働省障害保健福祉部長)

司会：
宮内 珠希 (二葉乳児院 二葉・子どもと里親サポートステーション主任)

プログラム

プレセッション

2024年3月8日(金)

プレセッション開催にあたり（共同代表挨拶）

柏女 霊峰

（共同代表／

淑徳大学総合福祉学部 特任教授）



皆さんこんにちは。本日は第6回 FLEC フォーラムプレセッションに WEB 参加いただき、本当にありがとうございます。主催者である、全国家庭養護推進ネットワークの共同代表の1人である柏女と申します。今大会は公益財団法人 SBI 子ども希望財団の助成の下、今回も早稲田大学総合研究機構に共催をいただいております。明日から第6回 FLEC フォーラムが本格的に開催されますが、本日のセッションはそのプレセッションの位置づけとなっており、全ての方に無料参加いただいております。私からはこのプレセッション開催にあたってのご挨拶と、明日からの本フォーラムの趣旨についてご説明を申し上げます。

開催案内にもありますように、わが国の社会的養護は今大きな転換期を迎えつつあります。令和5年4月、こども家庭庁が発足し、社会的養護を含めた子ども関係の政策がこども家庭庁に一元化されました。そのこども家庭庁において、令和6年4月から改正児童福祉法がよいよ施行されることとなります。また次期社会的養護推進計画の策定作業が全国で一斉に始まることとなります。その中では様々な新たな施策、事業が施行されるとともに、1つの大きな政策の流れとして、子どもたちへのパーマネンシー保障が強く打ち出されることとなります。ここで言うパーマネンシー保障は、特別養子縁組等の施策だけではなく、地域の子どもたち、子育て家庭に対する家族維持や支援、家族再統合のための支援を積極的に行うことを含めた概念として用いられています。

このようなわが国の未来にとって最も重要な政策を、子どもたちの養育の現場において実際に推進していくためには、国の政策や予算、努力だけではなく、様々な関係者が相互のネットワークを強化、構築しながら、それぞれの現場で関係者が共通認識の下、密接に協力して、具体的な対策に取り組むことが必要となります。そしてそのネットワークを障害児施策や子育て支援施策、母子保健施策、学校教育等にも拡大し、連携と協働を深めていくこともますます重要性を増してきていると思います。そのためには、こうした子ども関係の施策に携わる志ある方々が広く参集し、理念や哲学だけではなく、人材や予算の確保も含めた実際の政策につなげていくための議論を、可能な限り本音で、率直に行うことができるようなプラットフォームが必要となります。

FLEC フォーラムはこのような基本的認識の下に、全体的子どもたちに家庭での生活を、Family Life for Every Child、FLEC という思いを込めて、2019年から毎年開催してきました。第6回目にあたる今年度のフォーラムでは、こども家庭庁の発足と、来月からの改正児童福祉法施行、これを見据え、改めてこれからの家庭養護を考える。これをメインシンポのテーマとしつつ、今回の児童福祉法改正やこども家庭庁の発足をどのようにして、社会的養護を含めた子ども、子育て施策全体の拡充につなげていけばいいのか。行政や民間機関はアドボカシーや人材育成をはじめとした様々な課題にどのように取り組んでいけばいいのか。これを議論の中心に置き

プレセッション開催にあたり（共同代表挨拶）

たプログラムを用意いたしました。

分科会においては、「子どもアドボカシーを当事者の視点で考える」、「里親支援センターの施行と今後の展望」、これに加えて「子ども支援、親支援、親子関係支援も包括する親子包括支援に向けて」や、「これからの里親制度について本音で語り合おう!」といった、これまであまり深く議論されてこなかった課題についても取り上げて、率直な議論ができたかと考えています。さらに新たに創設されるこども家庭センターの在り方を問う第2シンポを経て、クロージングシンポジウムでは教育施策と社会的養護の連携と協働について、文部科学省や教育現場の方々を交え、実際の現場における連携がどれぐらいできているのか、どのような議論、論点があるのか等について掘り下げた議論が行われることを期待しています。

なお、今回の企画では2日目に、メインのプログラムに加えて、参加者の幅広いニーズに応えるため、フォスタリングと特別養子縁組の理解を進める2つの基礎セッションを、本会幹事により並行開催させていただきます。さらに最終日には、家庭養護に深く関わる3本の映画をFLEC映画祭と称して、トークセッションも含めて並行上映させていただきます。

これから始まるプレセッションには、最大500人の参加者がいらっしゃいます。FLEC全体では600名の方が申し込みをされています。プレでは前回同様2セッションとし、「乳幼児緊急里親—実際の運用と課題—」ならびに「特別養子縁組と養育里親の育児休暇—課題と展望—」、この2課題をテーマとして取り上げることといたしました。前半に、家族維持としてのパーマネンシー保障を取り上げ、後半に特別養子縁組や養育里親の育児休暇問題を取り上げ、いずれもパーマネンシー保障にとって重要な個別論点を取り上げて、先駆的实践にも学びつつ議論することといたしました。企画内容の詳細はそれぞれの担当幹事である上鹿渡氏ならびにロング氏から趣旨説明がありますので、ぜひご参加いただきたいと思います。

プレセッションは今回もWEB参加のみとさせていただきます。参加費無料で参加できるほか、事後動画の配信も

させていただきますこととしております。プレセッションのみの申し込みの方は80名ほどいらっしゃいますが、このプレに参加され、有意義なひと時を過ごされた方々は、ぜひ明日からの本フォーラムにもご参加いただきますようお願いをいたします。詳しい内容、参加方法については共生社会推進プラットフォームのホームページをご参照ください。

それでは、皆様方のご協力により、実りある議論となりますようお願いをして、私の挨拶、趣旨説明とさせていただきます。皆様、3日間どうぞよろしくお願いいたします。

プレセッション① 「乳幼児緊急里親－実際の運用と課題－」

プレセッション①

「乳幼児緊急里親－実際の運用と課題－」

パネリスト：

高橋恵里子（公益財団法人日本財団 公益事業部 部長）

河野 洋子（大分県中央児童相談所 所長）

柴田 智美（NPO 法人 chields チーフソーシャルワーカー）

榎村 麻子（公益財団法人日本財団 公益事業部 子ども支援チーム準チームリーダー）

中村 豪志（早稲田大学社会的養育研究所 研究助手）

コーディネーター：

上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学学術院 教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長）



プレセッション① 「乳幼児緊急里親—実際の運用と課題—」

第6回FLECフォーラム・プレセッション 乳幼児緊急里親 —実際の運用と課題—

日本における乳幼児緊急里親の可能性と課題について、大分県での実践、海外の取り組みをもとに考えます
コーディネーター：上藤深和宏（早稲田大学人間科学学術院教授、社会的養育研究所所長）

- (1) モデル自治体プロジェクト、乳幼児緊急里親の取り組みについて
高橋恵理子（公益財団法人日本財団公益事業部 部長）
- (2) 児童相談所としてどう取り組んだか
岡野洋子（大分県中央児童相談所 所長）
- (3) 民間としてどう取り組んだか
高田智美（NPO法人chidea ティアソーシアルワーカー）
- (4) モデル事業の評価・検証から
中村奈志（早稲田大学社会的養育研究所 研究助手）
- (5) 海外における乳幼児緊急里親の取り組みについて
櫻村麻子（公益財団法人日本財団公益事業部 子ども支援チーム準チームリーダー）
- (6) ディスカッション 登壇者全員

<https://waseda-rises.jp/> 早稲田大学社会的養育研究所 Supported by 公益財団法人日本財団公益事業部

すべての子どもの最善の利益を保障するために「子どものために」で終わらず「子どもとともに」までつなげる新しい社会的養育システムの実現に必要なエビデンスとそれに基づく実践展開、政策策定への支援体制の構築に取り組む

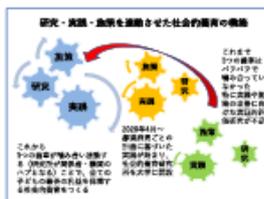
2016年改正児童福祉法に初めて子どもの権利と家庭養育優先原則について示され、社会的養育体制構築の大きな転機を迎えた。2020年から各自治体は5・10年の計画を策定し実践展開。2022年の法改正を経てさらなる発展が期待されている。2024年度は次期社会的養育推進計画の策定

2020年開設、日本財団助成を受け、新たなシステム構築に向けて詳細研究、制度提供、プログラム開発導入等に取り組む。

2021/22年度厚生労働省、2023年度子ども家庭庁調査研究事業として社会的養育推進計画に関連する調査研究。国、自治体、民間、関連領域の様々な専門家や研究者をつなげる役割も担う。

【プロジェクト概要】

1. 社会的養育に関するエビデンス・情報の整理・蓄積と提供
2. 新しい社会的養育実践に必要なプログラム・システム等の開発・導入
3. 家庭養育推進自治体モデルプロジェクト実践のサポート・評価
 - ① 招請市 ② 山梨県 ③ 大分県
4. 関係者ネットワークの構築と人材育成
5. 子ども当事者の意見聴取、研究所有識への反映
6. 関係者・機関、社会全体に向けての発信・協働の呼びかけ



日本子ども家庭福祉学会 第25回全国大会

6月29日(土)・30日(日)

早稲田大学 早稲田キャンパス 国際会議棟
〒169-8503 東京都新宿区早稲田1-10-14

大会テーマ：子ども家庭福祉が子どもとともにあるために

第1日目 6月29日(土)
第25回記念式典・シンポジウム
基調講演・パネルディスカッション
海崎智雄氏（京都府立大学名誉教授）
シンポジウム1「こども家庭ソーシャルワーカー認定資格について」
シンポジウム2「バーマネンシーについて」

第2日目 6月30日(日)
分科会「自由研究発表」
ランチセッション
「民間団体活動推進調査研究事業報告」
高校生・大学生による発表
日本子ども家庭福祉学会HP
<https://www.nicfw.tla/>

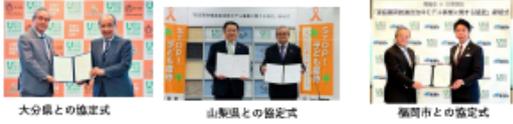
プレセッション① 「乳幼児緊急里親－実際の運用と課題－」

家庭養育推進自治体モデル事業と 乳幼児短期緊急里親について

第6回FLECフォーラム プレセッション
2024年3月8日
日本財団公益事業部
高橋真生子

●家庭養育推進自治体モデル事業

- ・日本財団と自治体との協定による家庭養育推進のためのモデル事業。
- ・2021～2025年度の5年間で大分県、山梨県、福岡市の3自治体と協定し、事業を実施中。各自治体は3歳未満の里親委託率 75%の達成やパーマネンシーの実現を目指す。
- ・早稲田大学社会的養育研究所が研修や検証に協力。
- ・日本財団からは各自治体に5年間で5億円規模の助成(民間団体対象)



自治体の条件:

- ・2024年度末までに3歳未満の里親委託率75%を目指す意思がある。
- ・社会的養育下にある乳幼児について、原則としてまず家庭復帰を試み、それが難しい場合は特別養子縁組を検討するなど、パーマネンシー(永続的な家庭)保障を理念とする。
- ・日本財団と自治体で協定を結ぶ。
- ・成果検証のためのデータ提供に協力する。
- ・定期的にミーティングに参加する。

事業の概要

- (1) 里親委託(特に3歳未満の子どもの対象とする里親)および特別養子縁組の推進
- (2) 親子支援、親子分離の予防、子どもの家庭復帰の促進
- (3) 乳児院および児童養護施設の機能転換、多機能化
- (4) 子どもの権利の保障
- (5) 自治体および民間団体の研修
- (6) その他、家庭養育の推進に必要なと考えられる事業 など

自治体との契約(大分県の例)

- ・乳幼児については家庭養育を原則とし、3歳未満の里親等委託率は令和3年度末63%、令和4年度末66%、令和5年度末69%、令和6年度末75%、令和7年度末75%の達成を目標とする。
- ・年間の新規養育里親登録数は15家庭を目標とし、令和3年4月から令和7年度末まで養育里親登録75家庭の新規登録を目標とする。
- ・社会的養育を必要とする乳幼児について、まず実親を支援して家庭復帰を試み、それが難しい場合はできる限り速やかに特別養子縁組や長期里親委託を検討するなど、パーマネンシー(永続的な家庭)保障を目標とする。
- ・遺棄児や予期しない若年妊婦等で、支援があっても実親による養育が見込めない場合は、できる限り速やかに特別養子縁組を検討する。
- ・各児童相談所に1名は常勤専属の措置児童を担当する係り(家庭移行支援係等)をおく。
- ・各児童相談所に1名は常勤専属の里親担当者をおく。

家庭養育推進自治体モデル事業(大分県)

目的

- ・里親委託率、特別養子縁組、実親支援に取り組む、併せて実施することで、子どもが健全で安心して育ちたい家庭で育つ機会を創出する。
- ・家庭養育推進の成果、課題、子どもへの影響等を検証し、全国において同様の取り組みを広げていく。
- ・財団からも積極的に事業を推進し、子どもと実親との新しいモデルの構築を目指す。

大分県の養育実態の概況

年度	2021	2022	2023	2024	2025
3歳未満の里親委託率	63%	66%	69%	75%	75%
特別養子縁組件数	19	20	20	20	20

※令和3年度末時点、乳児院・児童養護施設、児童福祉施設、自治体等の施設等も併せて
※令和3年度の全国平均里親委託率は22.5%

実施事業(予定)：5年間の目標

1. 児童相談所センター一本強化と機能転換 (200,000円/年度を想定)
既存の児童相談所センターを撤廃するとともに、養育の正しい現場と養育センターを再構築し、在宅家庭支援と里親支援を強化。
2. 里親向け・在宅実親支援を行うFPOの活用 (200,000円/年度を想定)
民間FPOを活用し、里親リクルートと在宅家庭支援を強化。
3. 乳児院の機能転換 (100,000円/年度を想定)
機能転換と多機能化を推進し、「乳幼児緊急支援センター」(仮称)として在宅実親支援(遠隔ケア、24時間)を一体的に展開。

知事からの要請・民間委託

- 社会的養育推進計画の策定後(19年度)策定とアフターケア実施
- 里親リクルートのための養育研修等実施
- 乳幼児緊急里親モデル事業

2024.04.13 ver

モデル自治体の里親委託率の現状

目標:2025年度末までに3歳未満の里親委託率75%以上の達成を目指す。福岡市はすでに75%を達成。 ※福岡市は2025年度末までに3歳未満の里親委託率78.9%の達成を目標

<3歳未満の里親委託率> 全国平均25.3%(令和3年度末)

	令和3年度(2021年度) <1/9年度>	令和4年度(2022年度) <2/9年度>
大分県	50.00%	64.30%
山梨県	39.10%	50.00%
福岡市	72.20%	76.00%

<新規里親登録数> ※母子養育里親を含む

	令和3年度(2021年度) <1/9年度>	令和4年度(2022年度) <2/9年度>
大分県	16家庭	24家庭
山梨県	30家庭	36家庭
福岡市	30家庭	37家庭

乳幼児短期緊急里親

- ・乳幼児の家庭養育を推進するためのモデル的取り組み。
- ・2021年度に大分県で日本財団から提案して開始、2022年度から山梨県で開始。
- ・里親さんに待機料(月約10万円)を支払うかわり、原則として依頼があった際には、乳幼児の委託を受けてもらう。当初は措置でも良いと考えていたが、実際としてはすべて一泊保護。
- ・里親さんは緊張をせまられるため、毎年の募集とする。継続して応募することも可能。
- ・日本財団が待機料・里親さんとの調整等の費用を民間団体に助成している。
- ・イギリスやドイツにも緊急里親という制度があり、日本における有効性を検証したいと考えた。

プレセッション① 「乳幼児緊急里親－実際の運用と課題－」

2024.3.8 第6回FLECフォーラム プレセッション

乳幼児短期緊急里親－実際の運用と課題－ 児童相談所としてどう取り組んだか



大分県中央児童相談所
河野 洋子



代替養育資源の分布(令和6年4月1日現在)



大分県社会的養育推進計画(2020.3) 主要指標推移

	2025 (R5) 前期目標値	2020 (R2)	2021 (R3) 中期目標値	2022 (R4)	2023 (R5) 見込み(100%達成)
里親等委託率(全体)	38%	34.9%	36.4%	39.4%	37.3%
3歳未満	75%	46.4%	50.0%	64.3%	67.9%
就学前	50%	60.5%	56.2%	57.1%	60.0%
学童期	31%	27.6%	31.2%	33.9%	32.3%
里親登録数	230組	223組	236組	248組	229組
養育里親新規登録数	-	12組	11組	17組	7組
特別養子縁組成立数	10件	8件	4件	0件	1件
児童家庭支援センター設置数	3カ所	4カ所	5カ所	5カ所	5カ所

乳幼児短期緊急里親(モデル事業)

- ▶ 背景: 児童相談所が乳幼児を緊急で一時的に保護した場合、受け入れ可能な里親を探すことは難しい。定員超過や緊急対応のため、乳児院等での受け入れが困難なこともある。県内には乳児院が1カ所。遠隔地からの移送は子どもの負担が大きい。
- ▶ 概要: 家庭養育推進自治体モデル事業として、NPO法人chideaは「乳幼児短期緊急里親事業」を開始(R3.7~) chideaと契約した里親は、毎月定額の報酬を受け取り、原則、24時間365日、児童相談所から依頼があれば、乳幼児の一時的保護委託に応じる。(全県別の取組)
- ▶ 役割分担: chidea: 契約事務等(報酬支払い)、里親の特権可動目標課、緊急時の必要物品支給 研修等の企画・運営、待機中の里親に対する情報サポート(訪問・電話)、意見交換会等の開催 児相: 委託打診依頼、移送、委託中の養育支援(ケースワーク)、児童相談費の支払い
- ▶ その他: 乳幼児短期緊急里親は養育里親から選定 地域(パンス、養育経験など、募集時の条件を法人・県・児相で協議して決定
- ▶ フロー: 法人が里親に案内を出る依頼 → 該当地域の登録里親に里親が案内通知を出し → 説明会 → 里親が申込み → 選考委員会(法人・学識経験者・県・児相) → 選考決定通知 → 契約締結書 → 事業開始
- ▶ 通所状況: R3: 大分県2 別府市1 中津市1 日田市1 社: 社直営 R4: 大分県3 別府市2 中津市1 日田市1 社: 社直営 R5: 大分県3 別府市2 中津市1 社: 社直営(通定) 大分県4 別府市1 中津市1 社: 社直営(専任有給(12/28-1/4限定))

▶ 実績



▶ 参考



成果と課題

- ▶ 成果
 - ①緊急時のスピーディな対応が実現(子ども、児相職員ともに負担が大幅に減)
 - ②子どもの心理的安心に寄与
 - ③ケースの進行管理が確実 → 3歳未満児の里親委託が加速、長期措置防止
 - ④乳児院との役割分担進展 → 乳児院の多機能化が加速(定員減)
- ▶ 大分県で制度運用が成功した理由
 - ①事業実施前から、「赤ちゃん短期里親」と銘打って養育里親を募集するなど、乳児の里親委託に積極的に取り組む等の策地があったこと (乳児だけを短期間、養育したい(養育できる)里親は、潜在的に存在する)
 - ②事業実施にあたり、NPO法人と県・児童相談所が、丁寧に協議を重ね連携していること
- ▶ 課題
 - ①里親の支援
 - 日常(特権中)の里親フォロー
 - 児童相談所措置部門との連携(随時の情報共有、ケースの見直し提示)
 - ②よりよい制度にするための見直し継続
 - 例: 短期の用事による受け入れ不可(現在、レスパイト制度なし)
 - ③モデル事業終了後の事業継続(予算確保)

プレセッション① 「乳幼児緊急里親—実際の運用と課題—」

第6回 FLEC フォーラム

乳幼児短期緊急里親

実際の運用と課題

令和6年3月8日(金)
特定非営利活動法人chields(チーズ)
柴田 智美



令和3年度～令和4年度の課題

緊急課題

- 受託期間が長くなった場合はレスパイトを使いたいが、一時保護なので使えない。
- 他の緊急里親に負担がかからないか心配で、休みが取りづらい。
- 子どもを受託した後に用事などで養育ができない場合の対応。
- 緊急で子どもを預かる際のポイントを知りたい。



本事業の始まりと目的

○本事業の始まり
NPO法人chieldsは令和3年4月に大分県に設立。
同年7月、日本財団と大分県の協定のもとに全国初のモデル事業として「乳幼児短期緊急里親事業」がスタートした。



○本事業の目的
これまで乳児院のみだった乳幼児の一時保護先の選択肢を増やすこと

課題を受けての取り組み

- ①休息日の新設(令和5年度から)
 - ・月2日を限度として取得できる(前月に申請が必要)。
 - ・緊急里親が心身ともに快活な状態を維持することが目的。
 - ・休息日は待機不可の状態であるが、待機料の支払いがある。
- ②緊急里親間での預かり
 - ・子どもを受託中の緊急里親が用事や休息を取りたい場合は児童相談所に相談の上で一時保護を解除して、他の緊急里親が受託可能。

事業内容①

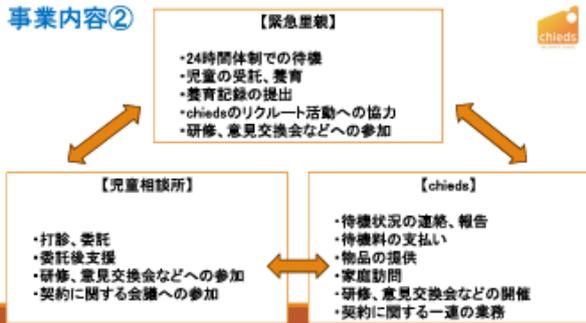
【乳幼児短期緊急里親への委託業務】

- ①24時間体制で緊急で一時保護された児童を受け入れるために待機すること
- ②児童相談所の打診があった時点から3時間以内に対象児童を受け入れること
- ③その他①・②に付帯して生じる一切の業務

課題を受けての取り組み

- ③待機についての再確認
 - ・本事業の委託業務は「待機」であり、「待機≠養育」であることを緊急里親と再確認。
 - ・子どもの養育中に用事や休息が必要な場合は事前に緊急里親と児童相談所で協議し、子どもの対応について決定するようになった。
- ④家庭訪問の実施(令和5年度から)
 - ・chieldsが緊急里親の待機中の質を高め、情緒的なサポートを行うという観点から家庭訪問を実施。
 - ・緊急里親の意見や要望等があれば、了承を得た上で児童相談所に報告。

事業内容②



課題を受けての取り組み

- ⑤研修の実施(令和4年度から)
 - ・緊急里親向けの研修を実施。大分県内の関係機関も参加。
 - ・令和4年度 テーマ:「緊急親子分離を経験する子どもについて理解を深める」
講師:さいたま子どもこころクリニック院長 星野崇啓氏
 - ・令和5年度 テーマ:「突然やってくる子どもたちにとって大切なこと」
講師:きょうと里親支援・ショートステイ事業拠点統括 武田由氏
- ⑥乳児院研修の実施(令和5年度から)
 - ・最新の手技手法を学んでいただくため、乳児院の協力を得て実施。

プレセッション① 「乳幼児緊急里親—実際の運用と課題—」

課題を受けての取り組み

- ⑥年末年始緊急里親の新設(令和9年度から)
- ・既存の緊急里親に加えて、12月28日～1月4日までの8日間、全日待機可能な里親。
 - ・待機料は5万円(税別)
 - ・0～5歳までの物品(男女、サイズ別)を児童相談所に配置。
 - ・今年度は6組と契約(直前に感染症に罹患のため1組契約解除→急遽1組追加。)
- ↓
- ・実際の一時保護委託は0件。
 - ・児童相談所からは安心して年末年始の対応ができたとの声が多数寄せられた。

令和6年度に向けての取り組み

- ⑤応募要件の変更
- ・大分県内全域 → 一部の地域に限定
 - ・登録後1年以上、乳幼児の受け入れ実績があること → 削除
 - ・乳幼児研修の受講
- ⑤緊急里親の声を聞く機会を増やす(案)
- ・意見交換会やつどいを増やし、緊急里親や各関係機関が意見や想いを共有できる場を増やす。
 - 緊急里親が協働していると感じられるように!
 - ・家庭訪問を充実させる。

令和6年度に向けての課題

緊急里親

- 受託解除後に休みを取りたいが、迷惑をかけるかもしれないので取りづらい。
- 保育園利用ができない3歳以上のこどもの預かりに対する負担が大きい。
- 「打診を断れない」という契約なのでプレッシャーを感じる。
- 受託期間が2ヶ月になることもあり、疲弊する。

chieldsが感じている課題とあったらいいなと思うもの

- ①委託と契約を別組織で扱うことの難しさ
- ・chieldsは保護されるこどもの状況は把握しておらず里親の特権の部分のみを担っているため本質が見えずらい。契約から実際の委託まで同じ機関が担うとより良いのではないかと感じている。
 - 一方で児童相談所と他の機関が協働することで、里親の発信をよりキャッチできるのではないか。実際に緊急里親からは「chieldsとの繋がりがあることによって安心感を感じる。」との声も聞かれている。
- ②最後にあったらいいなと思うもの
- ・緊急里親が24時間いつでも安心して受託児を預けることができる拠点。

令和6年度に向けての取り組み

- ①対象児童の年齢変更
- ・本事業の目的(乳幼児に代わる保護先の選択肢を増やす)を再確認し、対象児童の年齢は0～2歳と契約書に明記。
 - ・3歳以上の打診があった場合は、里親の判断に委ねる。ただし、打診を断ったとしても契約不履行にはならないことを児童相談所とも確認。
- ②委託期間の短縮
- ・原則1ヶ月(最長2ヶ月)の委託にし、こどもへの対応を迅速に行うことを緊急里親と児童相談所内で共有。

令和6年度に向けての取り組み

- ③休息日の変更
- ・月に2日取得可能 → 受託解除後に受託日数に応じて取得可能に変更。
 - ・緊急里親や児童相談所からの連絡をもって、休息日の取得ができる。
 - ・これまで通り、休息日を取得したことで待機料への影響はない。
 - ・緊急里親自身の用事などは「待機不可」として児童相談所やchieldsに連絡。
- ④乳幼児研修の受講
- ・新規契約里親には乳幼児での研修が必須。
 - ・応募要件にも乳幼児での研修受講を求められた場合は受講することを明記。

プレセッション① 「乳幼児緊急里親—実際の運用と課題—」



子どもの家庭養育推進に向けた 「乳幼児緊急里親事業」の在り方の検討 ～モデル事業の評価・検証より～



早稲田大学社会的養育研究所
中村 肇志



Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

HP : <https://waseda-ricac.jp> Twitter : [waseda_ricac](https://twitter.com/waseda_ricac) Email : nakamuraakeshi7@aoni.waseda.jp

1. 背景・目的

■本研究の仮説（事業のメリット）
★これまでは…
里親へ特に**休日・夜間など緊急保護**をお願いすることは難しいケースが多く、**その場合乳児院等の施設ケアを活用せざるを得ない状況があった。**

さらに結果、
一時保護に限らず、**その先の長期的親子分離に至った際にも、施設ケアが継続されることが生じうる懸念があった。**

【より乳幼児期の家庭養育を推進するために何ができるのか？】

1. 背景・目的

■本研究の背景
* 諸外国では、社会的養育のもとにいる子どもの家庭養育推進を図る取り組みが長期に渡って行われている。
* 特に**乳幼児期は、特定の養育者とのアタッチメント形成に重要とされており、家庭養育移行が世界的潮流となっている。**
(加藤2009「児童の代替的養護に関する指針」等)

↓

* 特に乳幼児期の家庭養育推進を目指した「**乳幼児緊急里親事業**」を**モデル事業**の展開。

1. 背景・目的

■本研究の仮説（事業のメリット）
★事業の実施により
* 子どもにとって**社会的養護の入り口となる一時保護から、家庭養育へと繋げる。**
→**家庭と変化の少ない環境**で心身の負担の軽減を。
* **緊急保護から里親へ委託することによって、一時保護のみならず長期措置に至った際にも、家庭養育へ繋げていく。**

乳児院でないと難しいと考えられていた役割の再検討へ

1. 背景・目的

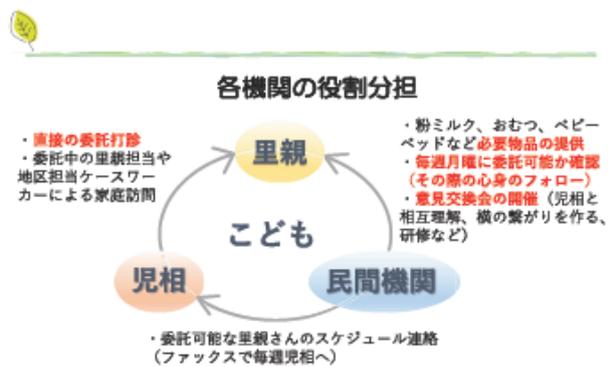
■「乳幼児緊急里親事業」の概要
* 里親は、「乳幼児緊急里親」として、民間フォスタリング機関と年間単位で個別契約を結ぶ。
* 毎月定額の報酬を受け取り、**休日・夜間も含めて常時委託可能な里親として、24時間365日(休曜日あり)児童相談所から乳幼児の一時保護を受け入れる。**
* **委託不可日(冠婚葬祭など)や休曜日に関しては、毎週民間フォスタリング機関を通して、児童相談所へ事前に伝える。**

1. 背景・目的

■本研究の目的
一方で、本事業はモデル的に実施されている。


- 本当に子どもの利益に達したものとなっているか？
- 各関係機関の役割は適切か？
- 里親の負担が大きいのものとなっているか？
- より良い事業のあり方は何か？ etc…

→ **事業の活用実態を把握し、子ども、里親、児相職員、民間機関職員など関係者にとっての利点、課題を明らかにして、より良い事業展開の在り方を検討する。**



2. 方法

(1) 事業実績値データの集計
① **事業実績 (2021、2022年度)**
委託日数、待機日数、休職日数、委託打診児童数、委託児童数など
→ **事業の全体的な実績把握**

② **児童内訳 (2021、2022年度)**
年齢区分、委託機関、緊急保護となった理由、委託を中断した理由、緊急里親後の行き先 など
→ **児童の個別の実態把握**

プレセッション① 「乳幼児緊急里親—実際の運用と課題—」

2. 方法

(1) 事業実績値データの集計
 ③一時保護実績 (2020、2021、2022年度)
 関係機関ごとの3歳児未満の一時保護件数、3歳～5歳以下の一時保護件数、一時保護先を選択した理由
 →一時保護実績の把握 (事業開始前後も含めて)

④長期の措置割合 (2020、2021、2022年度)
 3歳児未満の里親委託率、乳児院・養護施設への措置率
 3歳～就学前の里親委託率、乳児院・養護施設への措置率
 →長期の親子分離となった子どもへの影響の把握 (事業開始前後も含めて)

3. 結果 (一部)

(1) 事業実績 (③一時保護実績より)

★3歳未満の一時保護率の推移

施設	2020年度	2021年度	2022年度
里親	25.3	38.8	50.9
乳児院	45.8	38.4	34.6
一時保護所	18.9	7.5	6.1

2. 方法

(2) インタビュー調査の実施
 実績値データ集計の補足的役割として、**事業の利点と課題**を質的な側面から整理する。

①対象者
 里親3名、児相職員4名、民間機関職員3名

②実施期間、形式
 2022年7月～10月、半構造化インタビュー調査

③分析手法
 データの逐語記録を作成。**定性的コーディング**により子ども、里親、児相職員ごとに事業の利点と課題を整理したコード表を作成。

3. 結果 (一部)

(1) 事業実績 (④長期の措置割合より)

★3歳未満の長期措置割合の推移

施設	2020年度	2021年度	2022年度
里親	48.4	50	64.3
乳児院・児童養護施設	53.6	50	36.7

2. 方法

(3) 倫理的配慮
 *研究計画の作成および研究倫理審査の申請
 研究が関係者に危害を被ることのないよう、適切に実施されるための手続きとして**早稲田大学人を対象とする研究に関する倫理審査(2021-007)**にて実施許可を受けて実施。

*そのほか、倫理的配慮
 調査協力者には、協力は自由でありいつでも撤回可能であること、協力の拒否によって不利益は生じないことを説明し、協力を得た上で行った。また、**得られたデータは個人情報に配慮し、データ内の個人名や地区名等は匿名化した上で処理。**

3. 結果 (一部)

(1) 事業実績 (③一時保護実績より)

★3～5歳以下の一時保護率の推移

施設	2020年度	2021年度	2022年度
里親	17.9	15.6	28
一時保護所	54.7	40.3	58

3. 結果 (一部)

(1) 事業実績 (①事業実績、②児童内訳より)
 *登録里親数
 2021年度：A市2、B市1、C市1、D市1 計5家庭
 2022年度：A市3、B市2、C市1、D市1 計7家庭

(年間&平均)	2021(7/1～3/31)	2022(4/1～3/31)
委託児童数	24件	57件
委託日数	48日	120日
休暇日数	9日	31日
委託期間	10日	15日

3. 結果 (一部)

(1) 事業実績 (④長期の措置割合より)

★3歳～就学前の長期措置割合の推移

施設	2020年度	2021年度	2022年度
里親	60.5	56.3	57.1
乳児院・児童養護施設	36.5	40.8	42.9

プレセッション① 「乳幼児緊急里親—実際の運用と課題—」

3. 結果（一部）

(2) インタビュー調査

事業のメリット

- **子どもへのメリット**
 - ・委託に際する環境変化が少なく、身体的・心理的負担が少ない（移送距離も減少）
 - ・委託中変わらない人が1対1で対応する安心感
 - ・感染症リスクの軽減
- **児相職員へのメリット**
 - ・休日夜間を問わない委託打診によって、委託先探しの負担が軽減

事業の課題

- **委託に際しての情報の少なさ**
 - ・緊急一時保護の特性から、委託に際して事前情報が少なく、子どもへの対応に苦慮することも
 - ・委託後の見送しの見えづらい
- **児相職員への負担**
 - ・緊急里親への定期訪問、フォロー
 - ・実親との交流や長期措置に移る際の里親とのマッチングに関する移送、交流場所確保に関する負担増

4. 考察

■事業の利点から

- * 保護の緊急性から難しいと考えられていた、休日・夜間も含めた里親への一時保護委託が可能となり、**一時保護委託率の大幅な上昇**へ繋がった。
- * 一時保護委託で里親の子どもへのメリットを感じ、結果として**長期の里親委託率の上昇**にも繋がったのではないかと。

■事業の課題から

- * 里親による子どもへの個別支援を可能とするには、児相職員、民間フォスターリング機関など、関係者によるサポートが必須となる。里親の休暇日の増加、児相の職員増、民間フォスターリング機関の役割強化など、全体的な体制強化が必要。

5. 今後の検討事項

- * **3歳～5歳以下も含めた活用促進**
事業の対象のほとんどが3歳未満であり、大きな効果を挙げたことから、**3歳以上の乳幼児に対しても対象を広げる**ことも要検討。
- * **3歳未満の更なる委託率向上に向けて**
データ集計の中で、里親ではなく乳児院や一時保護所を選んだ理由として「**今後の家庭・地域支援への繋ぎが必要だったため**」「**保護者対応が必要だったため**」という意見があった。
→里親委託中も十分な家族再統合支援が可能となるような体制づくりが求められる。
Ex.) 児相、民間フォスターリング機関の体制強化

6. 今後の調査課題

- * **継続的な事業実績の把握**
経年における委託日数・期間、委託率・措置率の変化の把握。
- * **一時保護中の乳幼児に対するアセスメントの在り方の検討**
データ集計の中で、里親ではなく乳児院や一時保護所を選んだ理由として「**今後の処遇検討にあたりアセスメントが必要だったため**」という意見も多くあった。
- 心理面、医療面、行動面のアセスメントを再検討し、里親への一時保護の際にも利用可能な、**日常生活の記録シート**、CBCL等を参考とした**行動チェックリスト**などを検討する必要がある。

プレセッション①
「乳幼児緊急里親—実際の運用と課題—」

里親制度の国際比較調査

～3才未満の児童の里親委託率の増加を目指して～

里村 麻子
日本財団 公益事業部 子ども支援チーム

2024年5月8日 第6回FLECフォーラムプレセッション

調査結果①里親委託率の比較

	調査	ドイツ	イタリア	スウェーデン	カナダBC州	カナダON州	英 WA州	日本
里親委託率（全体）	81.1%	46.0%	48.9%	73.4%	74.4%	96.8%	73.5%	23.5%
里親委託率（低年齢児）	96.8%	79.7%	83.3%	77.4%	80%	100%	調査中	25.3%

注）調査については調査年となる。調査データの調査年や年齢層は各国ごとに異なる。委託率は里親委託率（低年齢児）+社会的養護下人口の割合。委託率は里親委託率（低年齢児）+社会的養護下人口の割合。

- 里親委託率（全体、低年齢児）ともにカナダのON州が最も高い。次いで、英国。
- 里親以外の低年齢児の置居先については引き続き現地ヒアリングにて調査を行う。
(例：カナダBC州では1,094人のうち、139人はChildren in Care with Other Placementsとして医療機関等にいととされている)

目次

- 調査の背景・目的
- 調査概要
- 調査結果（中間報告）
- 今後のヒアリング調査について

調査結果②対人口1,000人比の社会的養護下人口

	調査	ドイツ	イタリア	スウェーデン	カナダBC州	カナダON州	英 WA州	日本
対人口1,000人比(A)	6.9	11.1	2.8	12.1	7.2	1.6	5.3	1.8
対人口1,000人比(B)	3.1	4.2	調査中	4.3	0.2	1.9	調査中	1.1

注）調査については調査年となる。Aは「社会的養護下人口」/「18歳未満人口」×1,000にて算出。Bは「低年齢児の社会的養護下人口」/「低年齢児人口」×1,000にて算出。なお、社会的養護下人口については調査の時点での推定値を示している場合があります。

- 低年齢児で社会的養護下におかれる人数の比率として、カナダBC州が最も高い結果となった。（1,000人の内6.2人）
- 18歳未満で社会的養護下におかれる人数の比率よりも、低年齢児で社会的養護下におかれる比率が高いのは、カナダON州。

調査の背景・目的

【背景】

- 2009年に国連で採択された「児童の代替的養護に関する指針」では乳幼児、特に3歳未満のこどもは原則として家庭で養育するべきとされている。
- ヨーロッパ等多くの国々ではすでに乳幼児が抱養され、乳幼児の家庭的養育が推進されている。
- 2011年に策定された「里親委託ガイドライン」では、里親委託優先の原則を明記。
- 2016年の児童福祉法改正では「家庭養育優先原則」が明記。
- 2017年の「新しい社会的養育ビジョン」では未就学児の里親委託率75%、学童期の里親委託率50%の目標が示された。
- 一方、2021年度末の3歳未満の委託率は全国平均で25%、2022年度が25.3%と目標は目標からかけ離れている。
- 3歳未満の里親委託率が高い自治体として、茨城県の85%、福岡市72.5%などあるものの、一桁台の自治体も複数存在し、自治体間の格差が大きい。

【目的】

- 諸外国（米国、カナダ、英国、イタリア、ドイツ、スウェーデン）における3歳未満の子どもの養育状況や里親制度、里親支援体制等を調査し、日本の3歳未満の子どもの里親委託率を増加させるために有益な事項を把握し、提言を行う。

調査結果③各国地域における社会的養護に関する方針

各国の方針から見える代替的ケアの優先順位

- 【原則】子どもの生来の家庭での養育
- 子どものネットワーク（親族、友人家庭、教団など）での養育
- 家庭的環境（里親家庭）への措置

生来の家庭との再統合を目指す
※実親と里親家庭とのつながりを維持することを明文化（イタリア、スウェーデン等）

再統合が難しい場合はバーマナシーの確保を行う（養子縁結など）

調査概要

調査対象国：米国（WS州）、カナダ（BC州、ON州）、英国、イタリア、ドイツ、スウェーデン

	目的	調査項目	時期
STEP1 文献調査	各国地域の里親制度及び3才未満の社会的養護を必要とする子どもの養育状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 各国地域の社会的養護に関する方針および里親制度概要 社会的養護に関する方針 社会的養護下の子どもの人数、里親委託されている子どもの人数、抱養児童、里親への委託体制（委託費）、里親制度、里親認定基準、里親の選定プロセス、登録手続、里親の権利等 3才未満の社会的養護を必要とする子どもの養育状況 乳幼児の救済、社会的養護下の3才未満の子どもの数、どのような子どもが養育対象としているか、里親支援体制等 	2023.10～2024.1
中間報告			2024.5現在
STEP2 ヒアリング調査	文献調査を基に聞き取り調査、関係者の生の声を聞き、ケアの実情を把握する	<ul style="list-style-type: none"> 3才未満の社会的養護を必要とする子どもの養育状況 日本の現行にあたる養育、官設のフォスターリング制度、母子生活支援施設、児童養護施設等 現状問題、子どもの養育環境への改善、課題、日本へのアドバイス、里親委託に協力する里親の存在の有無等 ソーシャルワーカーや里親 里親支援体制、課題（実親との関係、レスパイトの仕組み、日本にはまだない緊急里親や親子を受け入れる親子里親等） 	2024.4～6

調査結果④各国地域における里親類型（緊急里親制度の有無）

（仮説）緊急に対応できる里親を制度で確保することにより、子どもの家庭養育が推進される。

国名	名称	内容
イギリス	Emergency（緊急養育）	子どもに数日～数週間の間定めた責任者を確保する。通常は検定から24時間以内の対応を求められる場合もある。
ドイツ	Berufshilfepflegefamilie（緊急里親）	一時保護された児童を児童養護施設等の家庭で預かり児童の保護にあたる。少年援助法が根拠となる。
スウェーデン	Jourheim（緊急受納家庭）	一時的なケアや教育のために子どもをくり返し受け入れる一軒家型。期間は最大6か月。
カナダBC州	Emergency care（緊急ケア）	事発の遅延なしに（当日または24時間以内）子供を引き取る。一時的に、別の預け先を求めている間に利用される。緊急ケアは最大4日間。

プレセッション① 「乳幼児緊急里親—実際の運用と課題—」

今後の現地ヒアリング調査（予定）



- ◆自治体の児童相談所、里親担当の職員
 - ・ 子どもの保護、バーナムジー、家庭養育優先への意識、実現させるための仕組み
 - ・ 国前線業務として何をやっているか、注力していることや課題
 - ・ 乳幼児の里親要件の状況（里親以外の低年齢児の居場所なども）
- ◆乳幼児を扱う里親機関（ソーシャルワーカー等）
 - ・ リクルート、トレーニング、アフターフォローについて
 - ・ 里親を確保するための工夫、課題
- ◆乳幼児を受け入れている里親
 - ・ なぜ里親になろうと思ったのか
 - ・ 大変なこと・やっていて良かったと思うことは何か

その他

- ・ 緊急里親の実態把握
- ・ 各国における里親制度（里親の分類、里親の権利等）



ご清聴ありがとうございました

プレセッション② 「特別養子縁組と養育里親の育児休暇－課題と展望－」

プレセッション②

「特別養子縁組と養育里親の育児休暇－課題と展望－」

パネリスト：

- 林 歆（厚生労働省 大臣官房企画官（雇用環境・均等局併任））
- 長田 淳子（二葉乳児院 副施設長、フォスタリングチーム統括責任者）
- 岩崎美枝子（公益社団法人家庭養護促進協会理事）

助言者：

- 國澤 有記（こども家庭庁支援局家庭福祉課児童福祉専門官）
- 藤井 康弘（代表幹事／元厚生労働省障害保健福祉部長）

コーディネーター：

- ロング朋子（一般社団法人ベアホープ 代表理事）



プレセッション② 「特別養子縁組と養育里親の育児休暇—課題と展望—」



雇用保険法では・・・

「雇用保険に関する業務取扱要領（育児休業給付関係）」によると、

「・・・監護期間の初日は、特別養子縁組を成立させるための家庭裁判所への請求日（事件係属証明書によって確認する。）となるが、住民票記載事項証明書によって同居を開始した日が確認されること等により、請求日前における監護の状況が明らかである場合は、その明らかとなる初日を監護期間の初日として取り扱うこと。」

⇒ 住民票記載事項証明では、（育休法による）育児休業の取得が認められないため、給付金を受けることができない。

特別養子縁組時における育児休業

- 育児休業は、労働者が子を養育するためにする休業で、平成29年（2017年）の「改正育児・介護休業法」施行により、特別養子縁組の際にも「育児休業の取得」「育児休業給付金の受給」「休業中の保険料免除」が可能となった。
- しかし、実際に子を受託した場合、課題が残る制度となっている。

↓

子を受託した養親の育児休業取得に係る課題を見ていく

実親の同意が得られない場合

【養子縁組里親の場合】

養子縁組里親に準ずる者は、育児休業の取得が可能

養子縁組里親に準ずるものとは？
児童相談所において、当該労働者に養子縁組里親として委託すべきである要保護児童として手続を進めていたにもかかわらず、委託措置決定を出す段階に至って実親等の親権者が反対したため、養子縁組里親として委託することが出来ず、やむなく当該労働者を養育里親として委託されている要保護児童（第11条）
⇒ 申し立て中に辞職した場合、
①養育里親委託に切り替えた後 ②児童相談所長申し立て 等が可能

育児休業の対象となる子の年齢要件

労働者は、その養育する一歳に満たない子について、その事業主に申し出ることで、育児休業をすることができる。（育休法第5条1項）

育児休業 1歳に なるまで	育児休業 延長可能期間 1歳6か月 まで	育児休業 再延長可能期間 2歳に なるまで
----------------------------	---------------------------------------	--

課題1) 養育開始時が1歳以上となる子を受託する場合は、育児休業を取得することができない

実親の同意が得られない場合

【養親候補者の場合】

養親候補者は、申し立てを取り下げざるを得ず、取り下げた日から事件係属しているとはみなされないため、育児休業の対象とならない。

課題3) 実親や実親家族による養育が見込めず、中長期的にも家庭復帰が極めて困難または不可能である場合でも、子どもを養親宅から引き上げなくてはならない。

養子縁組里親と養親の育休について

【養子縁組里親についての規定】
養子縁組里親である労働者に委託されている児童及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者（育休法第2条第1項のイ）
⇒ 養子縁組里親は、措置決定通知書の措置日から育休取得が可能

【養親候補者についての規定】
特別養子縁組の成立の請求が裁判所に係属するまでは、育児休業の対象とならないものであること。（通達第2条第1号ハ（イ））
⇒ **課題2)**
養親候補者は、子の養育中であっても、申し立てまでは育休取得不可

検討すべき事柄

- 社会的養護の子を受託した場合の育児休業は、子の受託日を養育開始日とし、その養育期間が一年に満たない場合に取得が可能とはどうか
- 養子縁組里親と民間あっせん機関の養親候補者の整合性がとれていないのではないかと
- 養育里親の育児休業制度利用について検討すべきではないかと
- 育児休業給付金の財源は何が適当なのか

プレセッション②
「特別養子縁組と養育里親の育児休暇—課題と展望—」

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

育児・介護休業法における養子縁組の取扱いについて

厚生労働省 雇用環境・均等局
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

育児・介護休業法の改正

1

改正育児・介護休業法（平成28年通常国会成立）②

仕事と育児の両立支援制度の見直し

改正の内容
○ 非正規雇用労働者の育児休業の取得促進や妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い等の防止を図ることが必要。

改正内容【多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備】

項目	改正内容	留意点
1	子の看護休暇（年3日）の取得単位の柔軟化	1日単位での取得 4日（西定労働時間の二分の一）単位での取得を認めるとする。 ※取得対象期間4日単位での取得については労働協約・就業規則、就業上の指示や労働者の就業状況等から、平日を単位として取得することや前日と隔られたる日単位、労務協定の適用による取得を認めることとする（例：年3回3時間、半日5時間など）
2	有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和	①当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること、②1歳未満の子が1歳未満の間は、労働協約が更新される場合に限っては、更新後のものが適用されることなどが明らかである者を除く
3	育児休業等の対象となる子の範囲	法律上の親子関係にある親子・養子 特別養子縁組の監視期間中の子、養子縁組期間中に委託されている子といった法律上の親子関係にない子を含むような場合にあっては、育児休業等の対象とすることが適当である
4	妊娠・出産・育児休業・介護休業等を中心とする男女労働者の就業機会の確保	事業主による不利益取扱い（就業上の指示等を行うこと）を禁止し、（答）は禁止。 ○ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚による就業機会を奪う行為を禁止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。 ○ 就業上の指示等を行う行為については、就業規則等に基づき、就業協約等により育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止規定を就業規則にも適用する。

4

改正育児・介護休業法（平成28年通常国会成立）のQ&A

5-2 特別養子縁組の監視期間中の子、養子縁組期間中に委託されている子について、その関係について証明する書類としてはどのようなものがあるか。

(答)
特別養子縁組の監視期間にある子に関しては「家庭裁判所等の発行する事件係属証明書」、養子縁組期間中に委託されている子については「委託措置決定通知書」を、これらに準ずる子に関しては「児童相談所長の発行する証明書」を想定している。

5

「仕事と家族の両立支援対策の充実について」（労働政策審議会 建議）

平成27年12月21日付労働政策審議会（議決）から厚生労働大臣（閣議決定）宛て建議（抜粋）

「仕事と家族の両立支援対策の充実について」（建議）

- 仕事と家族の両立支援対策の方向性
- 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備について

(3) 育児休業等の対象となる子の範囲について、特別養子縁組の監視期間中の子、養子縁組期間中に委託されている子といった法律上の親子関係にない子を含むような場合にあっては、育児休業等の対象とすることが適当である。

2

委託されている者であることを証明する書類について①

「育児休業の対象となる『その他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者』、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者」であることを証明する書類について（平成28年8月2日付厚生労働省通知）

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）により、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成28年法律第76号、以下「法」といふ。）第2条第1号に規定する育児休業の対象となる子の範囲が拡大された。同法（同法第29条法律第89号）第817条の2第1項の規定により労働者が当該労働者の親族に属する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した旨（当該請求に係る家事調停事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該労働者が既に監視期間中の子（当該請求の日から起算して1年を超えていない期間に属する者）として厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。」こととされた。（その他これらに準ずる者として厚生労働省令で定めるところにより委託されている者）については、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に得る厚生労働省令制定権の範囲に関する法律の施行により定められ、具体的な取扱いについては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について（平成28年8月2日付労働部通知第0802第3号、以下「育児休業・介護休業法の施行について」といふ。）により、各都道府県労働局に通知されたところである。

「育児休業・介護休業法の施行について」においては、「その他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者」に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者として厚生労働省令で定めるところにより委託されている者（特別養子縁組の監視期間中の子、養子縁組期間中に委託されている子）に該当する場合は、児童相談所長が発行する証明書等を発行し、併せて通知することとされている。

「その他これらに準ずる者として厚生労働省令で定めるところ、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者」を要する要件等から求めた場合には、当該通知により当該要件の適用が行われることとなる。この際、「その他これらに準ずる者として厚生労働省令で定めるところにより委託されている者」に該当するかどうかの判断は、原則、児童が行った養育に関する関係書類（平成14年厚生労働省令第116号）第10条に規定する自立支援計画書に記載された養育理由等を参考に判断することとするが、具体的な事例に照らして適切に判断することとする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助産である。

6

改正育児・介護休業法（平成28年通常国会成立）③

改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法の概要

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに雇職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備する

1. 介護休業を防止し、仕事と育児の両立を可能とするための制度の整備
 - 対象家族1人につき、3日を上限として、通常93日まで、介護休業を分割取得することができることとする。
 - 介護休業の半日単位の取得を可能とする。
 - 介護のための休業労働時間の短縮措置等を介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする。
 - 所定外労働の免除を介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する。
 - 有期契約労働者の介護休業取得要件を緩和する。
2. 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備
 - 子の看護休暇の半日単位の取得を可能とする。
 - 有期契約労働者の育児休業の取得要件を、①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上あること、②子が1歳未満の間は、労働協約が更新される場合に限っては、更新後のものが適用されることとが明らかである者とし取得要件を緩和する。
 - 特別養子縁組の監視期間中の子、養子縁組期間中に委託されている子その他これらに準ずるものについては、育児休業等の対象に追加する。
3. 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を中心とする男女労働者の就業機会の確保
 - 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚による就業機会を奪う行為を禁止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。

3

委託されている者であることを証明する書類について②

児童相談所

児童相談所の職員の「その他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者」に、特別養子縁組の監視期間中の子、養子縁組期間中に委託されている子に該当する場合は、児童相談所長が発行する証明書等を発行し、併せて通知することとする。

●●●

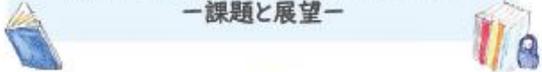
（注）児童相談所長が発行する証明書は、児童相談所長が発行するものであり、児童相談所長が発行する証明書は、児童相談所長が発行するものである。

4

プレセッション② 「特別養子縁組と養育里親の育児休暇—課題と展望—」

第6回 FLECフォーラム

特別養子縁組と養育里親の育児休業 —課題と展望—



社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院
二葉・子どもと里親サポートステーション
長田 淳子

2024年3月8日

里親自身のセルフケア



- 「二次的外傷性ストレス」「二次受傷」
自分自身は、子どものトラウマ体験や被虐待経験、喪失体験を経験していないにも関わらず、子どもと共感的な関係を持つことで、自身も子どもと同じようなストレス反応を経験することがある。
- 代理受償
- 共感的疲労
里親として、子どもとかわるということが、自身の心身に影響することがあること。共感レベルが高いほど、子どもの体験に共鳴し、影響を受けやすい
⇒自身の心身にも耳を傾けながら、適宜セルフケアを行ってもらおう。
里親の心身の状態評価と里親子(実子含む)のバランスのアセスメント。

養育里親

- 「公的養育」を担う
- 共働き家庭の増加
- 長期外泊中の子育て
支援サービス利用の難しさ



子どものこれからをつなぐために

子どものペースを知るために

- ボランティア休暇の活用
有給取得の応援
- 「公的養育」を担うことが、
里親の生き方の負担にならないように
- 子どもの視点に立って養育できるような
余裕をもったスタートが切れるように



ご清聴ありがとうございました。

なぜ里親家庭（家庭養護）が望まれるのか

- ① 安心で安全な場所の提供
- ② 喪失体験に対するグリーフケアの場
- ③ 恒久的な安定した養育者と家庭環境
- ④ 特定の養育者と、地域の一員としての生活
- ⑤ 安定した家庭生活の経験
- ⑥ 自立後の帰れる場所

安定した信頼関係、愛着関係の形成と、それを基礎にした自己肯定感・自尊心の育ち切れ目のない安全基地の確保



養育里親について

子どもについて

- ・ 実家族との関係再構築
- ・ 虐待等保護児童の増加
- ・ いつまでいられるのかへの不安
- ・ それまでの生活スタイル
- ・ 発達・アタッチメントの課題
- ・ 忠誠葛藤
- ・ 0歳～18歳までの多様な
ニーズをもつ子ども

里親家庭にとって

- ・ 中途養育という子育て
- ・ 社会的養護への理解
- ・ 実家族関係と家庭復帰
- ・ 地域社会との関係と連携
- ・ 自立支援を念頭に置いた養育



